

審 第 2 6 7 7 号  
答 申 第 5 4 7 号  
令 和 3 年 3 月 3 日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年1月24日付け精医セ第484号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第745号

平成28年12月25日付けで審査請求人から提起された、平成28年12月13日付け  
精医セ第433号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成27年1月8日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「CPMC職員が教員をしていることについての文書。具体的には別紙のとおり。千葉県精神科医療センター職員が臨床教授を務めていることを示す情報一切。同職員の〇〇〇〇氏が〇〇〇〇大学の教員をしていることを示す情報一切。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、同年2月6日付け精医セ第448号において、臨床教授は職員が個人的に授与されたもので、公務とは直接関係がないため、これに係る行政文書を保有していないなどから、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする行政文書不開示決定を行った。

これに対し異議申立てがなされ、実施機関は、千葉県情報公開審査会に諮問を行い、平成28年11月9日付け政法第2359号及び答申第455号で答申され、同答申に基づき対象文書を特定した上で、同年12月13日付け精医セ第433号において

行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

#### 4 特定した対象文書

実施機関は、本件決定において、本件請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定した。

- (1) 平成21年度臨床教授等の推薦について（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 平成21年度臨床教授等の称号付与及び「称号記」の授与について（通知）（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 平成22年度臨床教授等の推薦について（依頼）（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 平成22年度臨床教授等の称号及び「称号記」の授与について（通知）（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 平成23年度臨床教授等の推薦について（依頼）（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 平成24年度〇〇〇〇大学臨床教授等の推薦について（依頼）（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 平成24年度臨床教授等の称号付与及び「称号記」の授与について（通知）（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 平成26年度〇〇〇〇大学臨床教授等の推薦について（依頼）（以下「本件対象文書8」といい、本件対象文書1から本件対象文書7までと併せて以下「本件各対象文書」という。）

#### 5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年12月25日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

千葉県病院局長の平成28年12月13日付けの審査請求人に対する行政文書部分開示決定処分（精医セ第433号）を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

#### 2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の

不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも、千葉県情報公開条例第8条2号に該当しないか、たとえば該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、千葉県情報公開条例第10条に該当する。

### 3 反論書の要旨

#### (1) 本案審議前のことについて

ア 弁明書には、本件処分が異議申立てにより新たに特定された分であることを何ら記載していない。説明責任の観点からも、行政の反省の観点からも、記載すべきである。

イ 処分庁が通知書において3号該当性を主張していないため、審査請求人は3号ただし書き該当性を主張しなかった。しかし、弁明書2頁3(2)では審査請求書において審査請求人が3号ただし書き該当性を主張したかのように記載されている。新たに主張を追加されるのであればその旨を明示し、それに対する反論書を提出する機会を設けるべきである。

#### (2) 文書の特定

ア 当初の開示請求日の時点だけでなく、本件処分に当たる再処分の時点でも保有している分についても、当然、特定すべきである。

たとえ条例に明示がなくとも、貴審査会には、憲法の精神に立脚して法規範の創造を求める。

イ 上記アが認められなかったとしても、相模原市や札幌市など他の自治体の例に倣い、また、千葉県情報公開条例の前文、第1条、3条、26条、27条、29条1項、同条例全体の精神に基づいて、当初の開示請求時の後に取得・作成された行政文書についても、その存在を全て情報提供すべきである。その文書に対する開示請求には、1カ月を待たずに、早急に決定を出すべきである。

#### (3) 不開示部分の不開示情報非該当性

履歴書は、履歴書であることのみを以て全部が不開示とされている。しかし、様式は明らかに2号に該当しない。氏名、職業、勤務先名、経歴、免許・資格、活動・業績・教育・研修実績は、公務員の職務遂行に係る情報であるから、ただし書きハに該当する。そして、上記情報についても他の情報についても、医療法や精神保健福祉法の規定により公になっている情報であること及び幹部職員の履歴書であ

ることから、ただし書きイに該当する。医師及び病院長の履歴書であるから、一切がただし書きロに該当する。

実際に、他の自治体は、情報公開条例の規定に基づく情報公開請求に対して、本件対象病院長の略歴書を全部開示している。その自治体は、情報公開条例が千葉県情報公開条例8条と同様の規定になっているが、それでもなお、処分庁の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

#### (4) 反論書の提出期限について

弁明書副本の送付等について（送付）の作成日が平成29年1月18日であり、同書及び弁明書の発送日が翌19日であり、審査請求人の手許に届いた日付が翌20日であるにもかかわらず、本件担当課が反論書の提出期限を平成29年2月20日とし、さらに必着としたことは、審査請求人が反論書等を発送して担当課に届くまでの期間を考慮しておらず、反論書提出の期間を1ヶ月程度とする趣旨に反する。審査請求人が反論書等を発送して担当課に届くまでの期間を考慮して反論書提出期限を設定すべきである。今後はこのようなことがないように、貴審査会には、

(1)、(2) 及びこの(4) につき付言を頂きたい。

## 第4 実施機関の弁明要旨

### 1 本件各対象文書の内容

本件対象文書1、本件対象文書3、本件対象文書5、本件対象文書6及び本件対象文書8は、〇〇〇〇大学から千葉県精神科医療センター宛ての臨床教授の推薦依頼の文書及びそれに対する回答であり、本件対象文書2、本件対象文書4及び本件対象文書7は、当センターの推薦を受け〇〇〇〇大学が審議をした結果、臨床教授の称号を授与することを決定した通知である。

### 2 部分開示の理由

#### (1) 不開示部分について

本件対象文書1、本件対象文書3、本件対象文書5、本件対象文書6及び本件対象文書8中、臨床経験年数並びに本件対象文書6中、履歴書部分の内容である氏名、住所、郵便番号、生年月日、職業、学校名、勤務先名、経歴、免許・資格及び活動・業績・教育・研修実績については、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1、本件対象文書3、本件対象文書5、本件対象文書6及び本件対象文書8に記載の臨床経験年数並びに本件対象文書6に記載の履歴書部分の内容である氏名、住所、郵便番号、生年月日、職業、学校名、勤務先名、経歴、免許・資格及び活動・業績・教育・研修実績については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

3 弁明の理由

(1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか又は対象文書を情報公開の適用除外と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、当センターには特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号に該当しない。また、たとえ該当したとしても同号及び同条第3号のただし書全てに該当する旨主張する。

しかしながら、対象行政文書に記載の不開示部分は、個人に関する情報であることから、同条第2号に該当する。また、同号イからニまでに該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書の構成

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、その構成は次のとおりであった。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、起案用紙(その一)、起案用紙(その二)、確認書、平成21年度臨床教授等の推薦について(依頼)及びFAX送信票から構成されている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、平成21年度臨床教授等の称号付与及び「称号記」の授与について(通知)及び称号記から構成されている。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、起案用紙(その一)、起案用紙(その二)、確認書及び平成

22年度臨床教授等の推薦について（依頼）から構成されている。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4は、供覧である旨が表示された起案用紙（その一）、供覧である旨が表示された起案用紙（その二）、平成22年度臨床教授等の称号付与及び「称号記」の授与について（通知）、通知書及び称号記から構成されている。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5は、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、平成23年度臨床教授等の推薦について（依頼）、履歴書の様式、〇〇〇〇大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程及び確認書から構成されている。

(6) 本件対象文書6について

本件対象文書6は、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、臨床教授等の推薦について、履歴書（以下「本件履歴書」という。）、平成24年度〇〇〇〇大学臨床教授等の推薦について（依頼）、履歴書の様式、〇〇〇〇大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程及び確認書の様式から構成されている。

(7) 本件対象文書7について

本件対象文書7は、供覧である旨が表示された起案用紙（その一）、供覧である旨が表示された起案用紙（その二）、平成24年度臨床教授等の称号付与及び「称号記」の授与について（通知）、〇〇〇〇大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程、通知書及び称号記から構成されている。

(8) 本件対象文書8について

本件対象文書8は、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、確認書、平成26年度〇〇〇〇大学臨床教授等の推薦について（依頼）、履歴書の様式、確認書の様式及び〇〇〇〇大学医学部臨床教授等の称号付与に関する規程から構成されている。

## 2 不開示部分

実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、臨床経験年数及び本件履歴書に記載されている情報を、条例第8条第2号に該当するとしてそれぞれ不開示とした。

しかし、審査請求人は、本件決定で不開示とした部分は、同号に規定する不開示情報に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 臨床経験年数について

当審査会が見分したところ、本件対象文書1、本件対象文書3、本件対象文書5及び本件対象文書8中の確認書には、臨床教授に推薦された者（以下「被推薦者」という。）の臨床経験年数が記載されていることが認められた。

ア 当該情報は、被推薦者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとは認められないが、通常他人に知られたくない個人の経歴に関するものであって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、同号本文に該当する。

イ また、当審査会が事務局職員をして〇〇〇〇大学に確認させたところ、当該情報は、同大学のホームページ等で公表されているものではないとのことであり、当該情報は法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号イに該当しない。

ウ さらに、同号ハ該当性について検討すると、同号ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報を言い、公務員等の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をその対象としているものと解される。

これを本件について見ると、臨床経験年数が記載されている確認書は、〇〇〇〇大学における臨床教授を選考する事務という人事に係る事務に用いるために作成されたものであり、その作成された趣旨に鑑みると、当該情報は、被推薦者の私事に関する情報であると認められ、被推薦者である公務員の担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報とは言えず、当該公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないことから同号ハに該当せず、また、同号ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 履歴書について

当審査会が見分したところ、本件履歴書には、被推薦者の氏名の振り仮名、氏名、氏名印の印影、性別、生年月日、郵便番号、現住所、本籍、現職、学歴、職歴、免



許・資格、学位、学会活動等、業績目録及び教育・研修実績の各情報が記載されていることが認められた。

ア 当該各情報は、被推薦者の個人に関する情報であることは明らかであり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められ、同号本文に該当する。

イ 審査請求人は、不開示部分について、医療法（昭和23年法律第205号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき公になっている情報であり、幹部職員の履歴書であることから、同号イに該当する旨主張する。

しかし、当該各情報は、これらの法律に基づき公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。また、当該各情報が幹部職員の履歴書に記載されているということをもって、それが公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、当審査会が事務局職員をして同大学に確認させたところ、被推薦者の氏名、学歴、教育・研修実績等が全体として相互に関連性を有する一体の情報として記載されている本件履歴書及びこれに類する文書は、同大学のホームページ等で公表されているものではないとのことであり、当該各情報は法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号イに該当しない。

ウ 審査請求人は、履歴書のうち、氏名、職業、勤務先名、経歴、免許・資格及び活動・業績・教育・研修実績は公務員の職務の遂行に係る情報であり、同号ハに該当する旨主張する。

しかし、当該各情報は、上記（1）ウのとおり、被推薦者である公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないことから同号ハには該当せず、また、同号ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、当該各情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

### 3 行政文書の特定

審査請求人は、文書の探索が不十分である旨主張していることから、次のとおり検討する。

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件請求の対象となる行政文書として、平成20年度以前及び平成25年度の臨床教授等の推薦に関する起案文書の一式並びに平成20年度以前、平成23年度、平成25年度及び平成26年度の臨床教授等の称号付与に関する供覧に係る文書の一式が特定されていないことが認められた。

そのため、当審査会が事務局職員をして実施機関の文書を保管している場所を探索させたところ、本件各対象文書は、実施機関の書庫にある簿冊につづられており、当該簿冊の保存期間は3年であることが認められた。

そうすると、平成20年度以前の簿冊については、本件請求の時点では廃棄されていると考えられることから、当審査会が実施機関に千葉県病院局行政文書規程（平成16年千葉県病院局管理規程第26号）第41条第3項の規定による簿冊等を廃棄した旨の記録の有無について確認したところ、作成していないとのことであった。

また、本件各対象文書以外には、本件請求の対象となる行政文書を確認することはできなかった。

以上のことから、実施機関は、本件請求の時点において保有している行政文書については特定しているものと認められ、文書管理上の問題はあるが実施機関の対象文書の特定自体は妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

#### 5 結論

よって、実施機関が行った本件決定は、妥当である。

#### 6 附言

##### (1) 文書の管理について

上記第2 3のとおり、臨床教授は職員が個人的に授与されたもので行政文書であるという認識がなかったこと、上記3のとおり、臨床教授等の推薦に関する起案文書の一式等の一部を保有していないこと及び簿冊等を廃棄した旨の記録が作成されていないことが認められた。

実施機関においては、条例第2条第2項に規定する行政文書の定義から実施機関

が保有すべき行政文書が何であるかを再度認識するとともに、行政文書を適正に管理することは条例の適正かつ円滑な運用に資することから、当該文書を保有していないこと及び当該記録が作成されていないことは適切なものとは言えず、行政文書の適正な管理に努められたい。

(2) 開示しない部分の記載について

当審査会が本件決定に係る通知書を見分したところ、当該通知書の開示しない部分及び開示しない理由の欄に、実施機関が本件決定で不開示と説明する氏名の振り仮名、性別及び本籍が記載されていないことが認められた。

当該通知書に理由を記載することは、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにあるから、当該記載は、適切なものとは言えず、実施機関においては、不開示情報を正確に記載するよう努められたい。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 処 理 内 容   |
|-------------|-----------|
| 平成29年 1月24日 | 諮問書の受付    |
| 平成29年 1月26日 | 反論書の写しの受付 |
| 令和 2年 1月24日 | 審議        |
| 令和 2年 2月28日 | 審議        |
| 令和 2年 7月 8日 | 審議        |

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

| 氏名    | 職業等               | 備考       |
|-------|-------------------|----------|
| 泉 登茂子 | 公認会計士             |          |
| 荘司 久雄 | 城西国際大学非常勤講師       | 部会長      |
| 白水 隆  | 千葉大学大学院社会科学研究院准教授 | 部会長職務代理者 |

(五十音順)